

「現代の大学図書館と著作権」

講師 土屋 俊（千葉大学）

千葉大学の土屋でございます。今日の内容の著作権の話というのは法律の話でして、あまり面白い話ではないのですが、最近いくつかの展開があったのでそれについてご紹介をするということで、内容的にはこんな事を考えています。

第1に、大学図書館という立場から著作権のことを考える時に、一応頭に入れておかなければならない幾つかの背景情報とかいったことを簡単に申し上げたい。もう一つは、1980年代の後半から、大学図書館側と日本複写権センターとの間に交渉というのがありまして、そのある部分について一応最終的な決着が付いた。それについてご紹介したい。

3つ目は、平成13年度から14年度にかけて文化審議会著作権分科会の中で行われた審議、あるいはその周辺で行われた検討についてご報告したい。昭和40年代半ばに著作権法が作られて以来、図書館というのは基本的に31条で図書館における複製というのが権利者に対して権利制限で無許諾で行うことができるということを作ったのですが、31条について手付かずに来た。それに対して平成13年から14年にかけて、それを改正しようという話が出てきたので、その結果どうなったかという事をお話ししたい。

それから第4番目に、大学図書館における電子図書館化が将来予想されると言うか、まあ過去数年間展開してきている訳で、それと著作権とどう絡むか、という近未来的な話を簡単にする。詳細はお手元の資料で済むところは省略し、トピックはできる限り全部カバーしたいと考えてお話を進めて行きます。

1. 著作権問題と大学との接点、その背景

釈迦に説法ですが、大学図書館というのはどういうものかについては、通常、学習図書館機能と研究図書館機能というものについて色々見てきたというのが普通だった。最近特に強調される点としては、大学と社会が直接的に結びつかないといけない。教育面においては直接的な教育貢献、つまり非成人ではなくて、具体的に今まで学生として定義されてきた18歳~24歳の輪切りの2分の1というのではなくて、それ以外の世代にたいしても直接提供する。あるいは図書館というのは本来のサービス対象である自分の大学の学生以外の市民にも利用してもらって、社会における学問、学術あるいは教養の中心としての役割を担うということを一方で強調され、他方では、今までのように大学というのは単なる人材養成というのに留めるのではなくて、まあ人材養成というのは10年単位でフィードバックがかかる。18才で高校を出て、理系であれば6年、文系であれば4年ぐらいの過程を教育して、まあせいぜいモノになると大体30ぐらい。で30から40ぐらいで管理職に行くかどうかということで。そういう形になっていて、大体10年単位ぐらいで社会に貢献していく形になっている。しかし今求められているのは、研究成果というのが直接的に産業

に重要なプラスになるような直接貢献を求められている。そういう全体のプロセスの中で、図書館というのは、一つは学術情報の蓄積というのは大学図書館で行われると。だから大学図書館の機能というのは重要だ。資料購入費というのは公共総体と比べると大学図書館の方が全体的には金額的にはたくさん買っている。勿論洋書というのがあるので高くなる傾向があるのですが、日本の中では、蔵書数では公共が若干増えましたが、金額規模では大学図書館の方がはるかに大きい位置を占めているのはどうも事実のようだ。そういう意味で学術情報を蓄積してある拠点として社会的に重要な意義を担っているということが一つ。もう一つは、こちらのセンター長のお話にもあったように、学内において生産された学術研究成果物を社会に還元する時に、どういうプロセスで還元するか。先生達が単にホームページに載せるという形でやってもいいが、それだけではどうしても不十分だということで何らかの形でまとめなければいけない。それがただ置いてあるだけでは一体どこに何があるか分からないので、何らかの目録データに相当するものの提供がいる。あるいはそれを各図書館が協力してどっかが中心となってまとめて、そこに行けば日本の大学における研究成果にはどういうものがあるかが見せるような仕掛けを作らなければいけないというような形での発信拠点としても図書館は意義を持っている。そういう感じで現在、大学図書館は、学習図書館機能、研究図書館機能と大学の社会貢献におけるひとつの重要な接点としての役割があるだろうと考える。そういう幾つかの機能の中で著作権が絡んでくる場所を色々考えたい訳であります。

(著作者の権利の増進)

それで、世の中の動向は基本的にどうなっているかということ、大体ご存じの事だと思いますが、1990年代になってから情報の私物化という概念がある意味で重要な概念になってきている。つまり、今までは情報とか知識というものは基本的に公共的なものだ、という考え方が非常に強かった。例えば特許みたいなものは確かに私物化なんですけれども、特許情報というのは基本的には新しい発明の内容は社会に公開する代わりにその利用は発明した人が独占する事ができる、という形でバランスを取るという仕掛けになっている。近代というのは、皆が色々な事を知っているということが重要だということできたとと思われる。逆にいやそんなことはない、情報は所詮誰かのものである。従って使った時には持ち主に対して対価を払うというのが本来のあり方であろうと。持ち主としては当然対価を払って欲しい、というようなことが最近の一般的な状況になってきた。例えばWIPOの様々な条約関係の改訂論法にしても、それを反映したこちら側からの対応にしても大体そういう方向で動いているのは事実である。あるいは一般的に権利者にとって有利であるような形での権利者規定というのが最近の典型的な動向であろうという訳です。

例えばここに書いてあるのは、NewYork Times の Tasini という記者、Tasini という人はフリーランスのレポーターですが、彼が書いた記事を無許諾で NewYork Times が自分のところのデータベースに入れてしまった。それに対して、書いた自分に相談もなしに入れて

しまうのはおかしい、というので経済的な損害賠償の訴訟を起こした。それに対して基本的には彼を支持するような判決が出た。今までは、いろんなケースがある訳ですが、社会的な知識とのバランス、公益性を考えて、必ずしも常に権利者に有利な判決が出ていた訳ではないんですが、今はだんだんそういう方向が多くなってきた。それから映画の著作物に関する保護が長期化と広範化という傾向がある。長期化というのは、この間ディズニーの話でご存じのように保護期間が75年ですか、20年から30年延びているというような状況があるし、多分平成15年度に通常国会で著作権法の改正があるとすれば、少なくとも盛り込まれると思われるひとつには、映画の著作権の保護機関が、今まで公表後50年であったのが公表後70年になることがある。一般的に日本とアメリカは、映画は基本的に商業資本により営まれているところがあるので、そういう著作物に対して保護が厚くなるという特徴がある。ちなみにヨーロッパ、イギリスというのは、映画というのは、基本的には政府の税金で作るようなものなのでちょっと事情が違ってくるがあります。私物化という状況に対しては、日本は勿論脆弱なんですけど、アメリカとかヨーロッパの図書館は基本的に公益性を強調して私物化に対して抵抗する、という図式が出来上がっているふうに思われます。例えば、今アメリカでは大学図書館が中心になって、"Fair Use"という概念をもう一回きっちり確保しなければいけないというので、図書館団体がタウンミーティングを催し、"Fair Use"というものの存在を権利者側に対してもあるいは利用者側にも対して訴えるという動向を作ろうとしています。

それからEU Directiveが昨年改正になったのですが、その段階で複製に関しては一時は保存のため以外の複製はダメという、無許諾ではダメという検討審議の段階までいったのですが、それに対して図書館団体が非常に強いロビーイングをやった結果、一応現状維持で納まったということが報道されている。去年の3月頃の話ですが、ですからヨーロッパでも頑張っているんだ、というのがあって、その結果、どちらかという私物化の方向に動いている状況なんだなというか、大きな流れになるかなあというふうに見られる。

もう一つは、1980年代から1990年代にかけてデジタルな媒体が色々登場することによって、デジタルな媒体の上の著作物に、特別な著作権法上の権利もしくは権利の制限を設けるべきではないかとの議論があったのですが、1996年以降、WIPOの決定ですが、媒体ごとに固有の権利というのは考えない。例えば、複製に関しても、図書をゼロックスでアナログ的に複製するのも、例えばビデオをDVDに移すというデジタル的な複製も複製であり、基本的にデジタル、アナログについての違いを設けなくて法律を書くいうのを原則にしたいというふうになりつつあります。ですから、デジタルは違うといった議論が出にくい、あるいは作りにくいという環境になっている。逆にデジタルのレベルで権利の保護、あるいは制限を考えてみたところでは、その保護とか制限を表現するために作られた条文というのは、デジタルのもの以外に適用できるような形でしか表現を考えることができない、というような状況になっているということも一般的な状況として理解しておいて頂きたい。

(電子化の時代)

さらに、著作権法の歴史は200年と言われていますが、日本の著作権の歴史は約40年、それが作られた時には複製といってもゼロックスもまだ十分に普及していない時代だった。それで複製というのがその後のゼロックスマシン等の普及によって随分変わったというのみでなく、その当時では考えられなかったような著作権に及ぼす状況というのが、ここは大学図書館ですから大学について言えば、大学の状況というのは色々変わってきている。何よりも皆さんもお気づきなのは、一つは電子ジャーナルというような形、電子媒体、ネットワークを經由して学術情報が提供される形態が普通になってきた。こんな事は30年前には誰も考えなかった、5年前にだって誰も考えなかった気もするのですが、こういうような時代をどう考えるか、というのが非常に重要な課題である。

これは、電子化というのは今の日本の大学の状況あるいは図書館の状況を考える時に重要なことは、一つは電子化がある訳ですが、もうひとつには大学改革といった課題が当然考えられる訳です。そのような大学改革というのは実は日本に固有な問題だというふうに考えられるので、いわば大学改革が社会的な問題であると国というのは、世界を見ても日本しかない。これはもうどっちかと言うとローカルな問題です。

しかしここで考えていかなければならない電子化の問題は、また電子化がキャンパスを襲っていると言うか、電子化に向けて努力している我々の状況は、逆に言うと実は普遍的な問題である。それは著作権の問題も実は、そういうのも影響があるかも知れないのですが、少なくとも先進諸国においては便利なものとなり、中進国ぐらゐまでは、中進国とはどれくらいまで入っているのか分かりませんが、東南アジア、中国ぐらゐまではちゃんと入れたというところで、ある意味で普遍的な問題となり、発展途上国の多くの部分はとりあえずちょっと置いとくと、一般的に世界の中で一応文化的な生活を送っている所ではどこでも皆問題になる。そういうところで起きてくる色々な問題というのを、著作権の観点から見ておく事は必要であるという事です。

電子化がどういう結果をもたらすか、それに伴う著者の権利とはどういうふうに考えるべきであるか、と言う問題。これは後でお話したいことです。

それから視聴覚教材がネットワーク経由で配布されるという事になると、もう今までのライセンスではだめな訳です。どこかでビデオを流してそれを皆に見せるといいね、ネットワークで皆が見られるといいな、とか、リアルタイムでエンコーディング、レコーディングすると大丈夫かな、とかいうと、通常には先取り導入外のライセンス外の要素ということなので、権利者から見た場合には、やる前に許諾を取って欲しいと言うか、だめだ、法律違反だと叫ぶかどちらかなんですが、これも結構面倒な問題だ。それから、公開講座とか、大学の対象というのは18才~24才の輪切りの外に出て、当然これからキャンパスの外にいる学生というのも考えないといけない。なかなか大学に来られない人も考えないといけない。そのような人が大学が契約して導入している電子情報を利用する為にどうし

たらよいかという問題があって、それも結構面倒くさい。この話は細くなれば色々あるのですが、まあ大体イメージはお分かり頂けるだろうと思います。

それから更に大学の知的財産を直接社会に還元しなければいけないということになると、当然特許というものを考えなければいけない。それに関連したものとして著作権の問題が当然出てくるのを考えなければいけない。著作権そのものがお金を産むものではないが、著作権を侵害する事によって不当に利益を得る人が生じうるということが充分あると、いうことでそれに対して大学が対抗措置を執ることができるか、という事が非常に重要なことになると思われます。

それから産学連携というのを一生懸命やるのですが、企業の方が大学内に入って来て、アカデミックなライセンスで導入しているものを利用することができるかどうか、ということも楽しい話なので、当然考えておいて頂かねばいけません。積極的に企業との交流を考えるにはそのところをクリアしておかなければならない。少なくとも大学は責任を負わないと宣言しておくだけでも全然違うので、そういうようなことをやってというか、最近の大学改革でやっていることにはどうしても今みたいな話がどんどん絡んできてしまうので、こういう事をご理解いただきたい。

(文化審議会での著作権審議)

もう一つは、文化審議会、もともと著作権審議会というものが文化庁にあったわけですが、それが平成13年1月に省庁再編があって、同時に審議会の大規模削減が行われた。例えば文化庁にあった審議会が文化財審議会、国語審議会、著作権審議会がひとつの文化審議会に統合された。文化審議会著作権分科会、文化審議会国語文科会というように分科会に変わった。よく数えてみると一つ増えているのが不思議です。それで著作権的には13年度は基本的にはそれまでの著作権審議会の枠組みを踏襲するというで来たのですが、14年に著作権課長が代わったということもあるようですが、14年度になって著作権分科会内の小委員会を改組して、5つの小委員会、法制問題小委員会、契約流通小委、司法小委、国際小委、著作権教育小委という小委員会を作って審議するという方式になった。その意図は、説明を聞くと、法律は勿論いじらなければいけないのですが、今日の話の重要な部分を占める「法律と契約」という話がこれから重要なコントラストになってくるのですが、私的な契約関係が存在するところでは、公序良俗に反しない限り法律というのは出てこない。法律で決めてあっても違法な契約でない限り契約が優先する訳です。とくに著作権の場合には、原則として権利者にこういう権利がある、と書いてあるだけなので法律で決まっているだけでは何も動かない。実際に活用するためには契約を結ばなければいけないという事になる訳です。契約と法律の関係をよく考えて行かなければいけない、特に契約ということこれから著作権を考える上で重要性をよく考えておかないといけない、ということで小委員会を設けました。司法小委員会というのは、司法的な手続きでない手法で紛争を解決する、最近流行りの非司法的紛争解決手法で著作権の分野に導入しようとい

うことで設けられたものです。

もうひとつ、国際小委員会というのは、東南アジア、中国などで日本の著作物への著作権侵害が起きているというのを取り締まりに行こうという話をするというところで、著作権教育小委員会というのは、どうやって著作権教育を行うかという事を議論する。たまたま私はこの委員なんですが、何も知らないで違法行為をしているのはいけないという事で、小学校で何を教えるか、中学校で何を教えるか、という議論をしているところです。

これらもひとつの枠組みという訳ですが、他方、これとほぼ同時に重要なもうひとつの枠組みとして、2002年7月に「知的財産戦略大綱」というのが内閣から発表された。それをもとにして「知的財産基本法」というのが作られるという経緯があって、知的財産という大きな枠組みを国の全体として決めて、その枠組みの中で著作権を位置付けていく、そういう考え方が一般的になったというかオーサライズされたというのが平成14年の状況であるということです。

今まで著作権、著作権と言っていますが、知的財産の大きな枠組みの中での著作権として位置付けて考えていくことになったのです。「知的財産戦略大綱」をお読みになった方にはお分かりでしょうが、大綱での著作権の扱いが極めて不十分である、多くの人が不満を持っているようです。我々としても著作権を考えるというのが知的財産という枠組みの中でどのように考えたらいいか、多分これからの課題であるだろう。このように14年度というのは、著作権に関しては今まで比較的ちまちまやってきたことの大きな新しい枠組みを作った年であったということになるのです。

2. 日本複写権センターとの交渉

さて、皆さんご存知の問題で、大学図書館と日本複写権センターとの交渉というのは、1980年代後半から始まっているのですが、その交渉の一部が平成14年12月をもってほぼ決定的に終わったということをご報告して、今後各大学がどういう運営をするかという事をいろいろお考え頂きたいというお話をしたいと思います。

1980年代の後半に日本複写権センターが発足するための準備委員会、著作権の統一的な処理機構を作るための準備委員会ができて、そこが議論を始めた段階で、どこをターゲットにして進めていくかということ考えた時に、まず大学とはひどい所ではないか、とそこにいた人たちが思った訳です。そこで国立大学協会などに対して、大学での複製の実態をもうちょっと何とかしなさい、あるいはこれからお金を取りに行くから払いなさいという申し入れを行ったのが1987年頃である。1980年代のこの時期はお忘れかも知れませんが、今から歴史を見てみると1980年代のこの時期は大変大切な年で、1986年にNIIの前身の学術情報センターができた。学術情報センターは、いくつかの目的の中で今我々が恩恵を蒙っている総合目録NACSIS-CATをスタートさせる。そしてそれを利用してNACSIS-ILLのシステムの構築がスタートしている。これはシステム自体は1990年代にならないと確立

しないんですが、そういう枠組みが今の文部科学大臣が学術情報課長であった時にこうした事業としてスタートしている。この時期というのは、ある意味では日本において権利者の意識も高まった時期であり、同時に学術情報の全国的な共有という概念も高まった時とも言える。その後の波乱が予想される展開になったわけです。その中のターゲットになったのはいろいろあったんですが、例えば、研究室の中で行われている複写はひどいものだ。本を輪読するとかで10部コピーしたりする。どうして買わないかというを高いから買わないと。あれを何とかしてくれないかというのは当然ありますね。また図書館の中でゼロックスコピーが行われている。ゼロックス複写機は1950年代に原理はできていたのですが、1970年代前半にはまだ青焼きとか湿式の複写機が使われたが、1980年代には完全に今の乾式コピー機が普及した。それから、授業のために複製する人がいるではないか、ということも言われた。自分の書いた本だからいいではないかとか言って授業用に300部もコピーを作ったりしていた。リソグラフとか言って複製原紙を自動的につくる設備もあって、これもひどい利用ではないか。また国立大学の事務部の中で大量の複製が行われている。例えば事務では毎朝新聞記事を切り抜いてコピーを取って全学に配るようなことを行っている。記事というのは完結しているので一つひとつが著作物であると主張されています。定期刊行物に載っている記事ですが、その日の新聞は最新刊であるので許諾が必要だ。あれはひどい著作権侵害ではないか、と国大協に申し入れた。国大協では、それは図書館の問題ではないかとして、国大協に振ってしまった。後に事務における複写だけは別途協議対象となり、現在では国立大学の中で事務における複製というのは日本複写権センターとの包括的許諾契約を結んでいるので、事務局で新聞を複写するのは許諾を得て取っていることになっている。私立大学、公立大学ではまだ協定を結んでいるところはない筈なので本当は違法行為と考えうるわけです。

こうした国大協への申し入れの中で事務での複製は別とすると、基本的には研究室、図書館、授業というものの利用をどう規制するかという問題になる訳です。授業のための複製には著作権法第35条というのがあって、教育用の複製は一応無許諾でやってよい、ただし著作者の権利を不当に侵害しない限り、と書いてある。どのぐらいだと不当なのかというのは何にも書いてないし、ガイドラインもありません。侵害された側が侵害だといえればそういうことになってしまうようなものです。授業のための複製は、教育のための権利制限でなんとかカバーできるでしょう。あと研究室における複製と図書館における複製ということを何とかしなければいけないという問題が残る。研究室の複製はとりあえず置いておくと、結局組織として大きな存在である図書館における複製の問題が大学での当面の問題相手ということになってきた。

(コイン式コピーとILLによる複製問題)

その中での問題は、ひとつはコイン式コピーの問題とILLでの複製の問題でした。コイン式コピーの問題というのは、あれはどう見ても図書館が複製しているとは見えない。し

かし、利用者が複製している。31条には図書館がやる複製はよろしいと書いてあり、利用者が複製してよいとは書いていません。したがって、当時の図書館の人は図書館にある機械での複製を自分たちの問題として考えて対応することにした。その後この議論が進むことになったのです。

もう一つはILLの問題です。31条の条文には「図書館は利用者の求めに応じて複製することができる」と書いてある。しかし、図書館は自分で複製しないで他の図書館に頼んでいる訳ですね。その場合の複製は遠くの図書館で起きている訳です。しかしその遠くの図書館で起きている複製は、実は別の図書館の求めに応じてやっているもので、他の図書館のために複製を行っていい複製というのは、保存のために複製するという3号に書いてあることだけであり、利用者のために複製を作るとは書いてない。それはおかしい、ということで、直接自分の図書館に来て依頼しない人に複製を作って渡していいのか、という問題になり、これは本来31条で書いてある権利制限の対象ではないだろう、ということでそれに対して許諾を要する、その時には著作権使用料を要求するというそういう形で要求をしようということになった。このふたつがコイン式コピーの問題とILLの問題として出てきた訳です。

(大学図書館側の対応)

それに対してどういう対応をしたかという事を歴史的に紐解かれない方は、国公私立図書館協力委員会から「協力ニュース」というのが出ており、その古いところを読んでいただくと交渉経緯が出ている筈ですが、1980年代にこの辺のところを書いてある。内容的にはそれは、「コイン式コピーとは、一見して利用者が複製しているように見えるけれども、それは31条に定める図書館が行う複製であって、図書館による複製を単に利用者が代行している、というふうに考えればよいのではないか」というように書いてある。少し無理な事を言ったものだと思いますが今でもこれで来ているので、こう考えて頂きたい。

ILLのほうは「ILLを行うことによって(利用者が)本を買わなくなっているのではない」ということが重要なポイントなんです。それをどういう仕組みでやっているかということ、「依頼館が利用者の依頼を受付館に取り次ぎ、受付館が複製を作成し、それを利用者を代理する依頼館に送付し、依頼館は利用者に代わって受領し、その後利用者に受け渡す」ということを行う。つまり依頼している図書館が依頼するのではなく取り次いでいるだけだ、と考えてはどうだろうかということです。これは「図書館は代理人である」という理論であり、図書館間協力による資料提供であって、図書館での通常の理解と違う仕方で見ると、31条の枠内でやっているのだという考え方で対応を取ろうとしたのです。

本来やるべきことはどうだったかと言うと、正攻法で戦っておいて欲しかったかな、という気がする訳です。資料というのは全ての図書館が全ての資料を揃えることはできない。従ってどうしても図書館間の協力によって資料を提供するという段階がありそれは否定できない。このための仕組みというのは一定の条件の下で運営するので、その結果、学術の

増進という公共的な目的の方が、それによって侵害される私的な著作権という財産権よりも大きいから、そこのところは我慢して欲しい、という仕組みで議論をしなければいけなかったかなという気がします。その仕組み自体は著作権法に書いてないので、それは当事者間で決着を付けるしかない。しかし当時は全然そういう方向に動きませんでした。

(複写権センターの対応)

それに対抗するように 1993 年に日本複写権センターの側からいわゆる「厳格 4 条件」というのが提示された。「使用するコイン式複写機は図書館の管理の下にあり、利用者は複写の申込みを行い、図書館は申し込みについて厳格な事前審査をし、また厳格な事後審査をしなければならない。」図書館側の反応は、そんなことであれば図書館員の方で複写する方が楽だと当時の人は考えた。その結果、1993 年から 5 年間は両者の間では目立った進展がなく、国公立図書館協力委員会と複写権センターとの間で問題の所在を確認するだけで 1 年を過ごしてしまった。それでこの時期は「失われた平成の 5 年間」と言われています。

ところが、国大図協の中にもこれを何とかしなければと考えた人達がいたのと、国公立大学図書館協力委員会はいわば連絡機関のようなものなので、ここが直接対応するのは不可能だということで、集中的な議論・検討を行うものとして大学全体の検討を含めてということで、国立大学図書館協議会の中に著作権特別委員会を設けて、その平成 9 年度に報告書を出した。主な内容は、日本複写権センター(JRRC)との契約を結ばなくてはいいのではないか、というのを視野に入れ問題を整理して交渉しなければいけないということとを提案しようというのがひとつ。ILL に関してはイギリスなんかで行われているガイドラインを導入して権利者の権利が侵害されないということを保証するという方式ではどうだろうか、と言う二つの提案がありました。その時の報告書を読んでも、当時の状況をよく知る人でないと読み解けない文書ですが、主張するところの 2 つの骨子は、今までのように何もしないのは止めて複写権センターと話し合おうという事、図書館がひとつはガイドラインを作って対応しよう、そういう積極的な内容だったのです。

それに対応しなければいけないという事で、国立大学側では「実務要項 A」というのを作った。実務要項 A でコイン式コピーの事に対応し、実務要項 B で ILL の Fax 問題に対応をしようとした。実務要項 B は陽の目をみることなく消えてしまい、その結果 A だけが残って今は「実務要項」という名称で A というのが消えたのです。実務要項というのは、その精神は何かというと、誓約書を出させることです。つまり、「厳格な 4 条件」、これは事前審査、事後審査を本当に厳格にやるというのは、いわば図書館は利用者を疑ってかかるということなので、そうではなくて、利用者にはちゃんと誓約書を出させて、誓約書を出すことで利用者側の責任というのを充分自覚させることによって図書館はちゃんと管理しているのだ、という事でどうだろうか、と図書館側が複写権センター側に持ちかけたということになります。すなわち、3 番 4 番の厳格審査というのを実質的に回避して、2 番目の複写の申し込みを誓約書付きで行うというのをきっちりやり、バランスを取って、複写

機がどういう形態で図書館の管理下にあるか、あるいは生協などに委託していても図書館の中であって図書館員に見える所であれば図書館の管理下であると認めてもらおうと、そういう話をしようとしたこととなります。

具体的に平成 11 年の 3 月に提議して、その返答は 12 年に来ましたが、具体的なアクションは 13 年の 6 月から日本図書館協議会と国公立大学図書館協力委員会連盟のポスターを配布したことにはじまります。皆さん方の図書館にもあると思いますが、同じポスターが日本中の図書館にあることが権利者に対して印象を与えることが大事だった。それから申し込み用紙を置く、ということを提唱していき、したがって誓約書付き申込書、ポスター、著作権法の表示というのをやっていけばコイン式複写はちゃんと運用されていると認めてもらえるという状況に、少なくともあちらサイドとして理解して頂いている。

その結果、平成 14 年 12 月日本複写権センターと最終的な協議を行って相互の了解に達したという事です。相互理解に達したというのは、実務要項のとおりやっても著作権法の侵害であると複写権センターが言った訳でもないし、実務要項のとおりやっている限り複写権センターは絶対に著作権料を請求しないと行った訳でもないんですが、大学図書館が実務要項に従ってやっているというふうに私達は考えますということまで相手は言う。この条件を認めたとは複写権センターは言えません。複写権センターは法律を決めるところではないしあくまで徴収機関ですから、こういうことをやっている範囲について徴収の対象としない、絶対はしないと一言わないが当面はお金を徴収しないとということまでは一応認めたというふうに、言っては欲しくないが認めたということです。まあ非常に変な話なんです、お分かり頂けると思います。つまりこれ以上この問題についての議論はしませんということまで来たのです。実務要項に従って大学図書館で複写が行われている。それは基本的には図書館が主張しているように 31 条による図書館の複製である、従って無許諾でよいとは言わないけれども許諾を取れとはあまり強く言わないという状況になっているのです。

もちろん 31 条では最新刊の定期刊行物に収録された著作物を全部コピーする事は許されていないし、そういう複製をする、つまり 31 条を越えた複製ですね、それを行う時には許諾を得て行う。そのために契約をするのだ、とそういうような形になったという訳です。31 条の範囲内で行っている限りでは、例えそれがコイン式コピー機で行われたとしても基本的には大学図書館としては日本複写権センターに対して許諾を得て行う必要はない、という状況になった。ただしそのためには図書館は一定の管理を行う。それは一番大切なのは誓約書付きの申込書であって、それ以外には著作権というものについて啓蒙普及を行っているようなかたちで対応していこうということになった。ただし、サービスとしては最新刊の定期刊行物の掲載論文もコピーできた方がいいなという時には、複写権センターに許諾を取りに行く。その場合、1 頁 2 円ということで許諾を個別に取ろうとして複写権センターに連絡をしても、毎日全国の大学から許諾の申請があれば小人数の複写権センターは完全にパンクする。だから多数の処理はできないので、センターとしては簡易包括許諾

というのを行うことになって、1枚2円ということで処理をすることになるでしょう。ただ唯一、「相当期間」の解釈については、権利者が留保しており、われわれとしては93年に複写権センターが提案した「次号刊行または刊行後3ヶ月以内」として運用することにしています。簡易とはサンプリングによって得られた情報を基に、あとは人数とかコピー機台数とかで金額を決めるという方法なんです、まだこの方法で複写権センターにアプローチした大学があるとは聞いていない。

実際はどういう事かということ、最新刊掲載論文のいい雑誌というのは、複写権センターは実は権利を預かっていません。ほとんどが外国雑誌ですから複写権センターに行っても実は余り意味がない。複写権センターが管理しているのは日本における出版物の約3割から4割弱ということなので、結局複写権センターとこういう合意が成り立っても残りの6割は何をやっているのかということになる状況です。

更に平成13年の10月から著作権管理事業法というのが施行され、それまでは複写権に関しては日本複写権センターが業界を代表して独占的に徴収業務を行っていたが、それ以外に別の価格設定をして別の条件を持っている管理事業者があってもよしいということになって、理工系の出版社のJCLSとか、学術著作権協会が株式会社を作ってそこが著作権処理業務を行うということになりつつあります。そういう多元化ということが今起きていて複写権センターが持っている1/3という市場占有率は本当に力のあるものかどうかという事を考えていかなければいけない。しかし、少なくともひとつはクリアした。それ以外のところは恐らくそれに準拠してくれるだろうという期待があり、それはほぼ確実なので、大学図書館におけるコイン式コピーの問題というのは、これで大学図書館としては解決したと考えていい状態に達したと思います。これで、複写権センターの中の一部の人を除く多数とは概ね理解し合意できたので、この問題を巡る複写権センターと大学図書館との協議は終わりということになりました。後は我々が自主的に定めた実務要項に従ってみんながやれば、ひとつの大学だけを訴訟するという訳にはいかないのです。みんながやっている以上はどこかだけ訴訟する訳にはいかないのです、ある意味でほとんど訴訟することはできない状態を作ったのだと考えていいだろうと思います。

3. 文化審議会著作権分科会の審議

さて、ILLの問題ですが、国大図協側の協議では2001-2002年の議論ではとりあえずこの問題に関しては著作権審議会における審議を尊重する形で、複写権センターとのILLの問題は先送りにし、この2001-2002年における著作権審議会、後の文化審議会著作権分科会における審議検討に委ねることになりました。

その背景というのは、1990年代後半に、初等中等教育での教育方法を改善したいという状況があった。初等中等学校が4万校あるのですが、それをインターネットで結ぶことを考えた。その中で教育方法を改善したい、その改善の中で著作権に関わる問題があるので

はないか、ということ学習情報課長の方が著作権は大事だと思っただけで言い出した。そして生涯学習局の中に研究協力者会議を設けて、「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について」というものの検討を始めた訳です。しかし検討をしている途中で、図書館の話もあるのではないかと、ということになって、結局、教育現場における著作物の利用と図書館における複製の2つの問題について、平成13年度の著作権分科会の中に2つのワーキンググループを設置して検討するということになりました。

(公衆送信可能化の権利)

これは、なぜ教育の場合にそれが必要になってくるかということ、いわゆるインターネットによる送信は、一般に日本の著作権法の中では「公衆送信」と言われていることを行うことになりその過程で、公衆送信可能化、つまりデジタル化することになります。それを行う権利をどういうふうに制限しておかないと自由に円滑な教育活動が行えないのではないかと、同様に図書館の場合も同じ問題があるのではないかと、ということで35条および31条について検討を行う。それで図書館のWGとしては31条の改正をするか、しないのか、するならば何をするのか、について両者合意できるものがあれば法律の改正の方向を探って行こうということになった訳です。

(図書館側の要望)

そこで図書館側で色々議論をした結果、最終的に提起された要望事項は7つがあります。最終的には7つですが、後ろの2つはちょっと取りまとめてということなので、5つとその他という分け方に現在はなっています。

一つは、公衆送信権を制限したい。ということかということ、31条の中で複製を行う時に、利用者への提供は、現在、郵送、手渡しが原則ですが、郵送ということ権利者が認めているかどうか微妙な話ですが、それをFax利用あるいはアリエルの利用を可能にして欲しいという要求です。これは要望としては図書館間だけに限りません。図書館から利用者に直接送る場合も含めてということです。例えば障害があるとかで図書館に来ることができない障害者へOPACがあるから図書館にどんな資料があるか分かるので図書館にこういう資料を欲しいと頼めばFaxで送ってもらえるといったサービスは、障害者への支援にもなるし、市民全体の文化の向上にもなる。円滑かつ迅速な情報提供という趣旨にも合うのでよろしいのではないかと、ということをお願いした。

それから、入手困難となった非定期刊行物所載の著作物全体の複製。これは、定期刊行物に関しては最新刊でないものについて、著作物全体、論文1本を複製していいことになっているのですが、定期刊行物でないものは1論文全体もダメだということになっている。それどころか、地図1枚、俳句1句、写真1枚がそれぞれひとつの著作物なので全部の複製はダメだ、ということで、これが窓口における問題を生んでいます。それで31条の撤廃をしろという飛躍した議論をする人もいますが、基本的には、例えば記念論文集とかいっ

たようなすぐ市場から消えてしまうようなものを図書館が持っているとしたら、その論文を複製することくらいはいいではないか、というお願いですね。

それから保存のための媒体変換をする。例えば典型的な例ですとベータですね、再生するためのベータのデッキが生産中止になってしまう。そうするとベータで集めたビデオ資料が全然見られなくなってしまう。ある段階でこれを DVD や他のメディアに変換するのをいちいち許諾を取らないでやれるようにして欲しい、ということです。

それから録音図書。録音図書というのは本を読み上げて録音し、視覚に障害がある人に提供する。これは著作権法第 37 条で「点字図書館および類似の施設においては、録音図書を無許諾で作成することができる。」となっている。公共図書館はそういう類似の施設とは認められていませんが、公共図書館も多くの録音図書を作っているの点字図書館と同様に無許諾で作成する権利が欲しいという要望を出した訳です。

それからインターネット端末からのプリントアウト。これは図書館の中にあるインターネット端末でプリンターが繋がっている場合には、利用者がインターネットで閲覧をするために一時的な複製が生じます。ダウンロードは複製行為ですが閲覧のためには、ここまでは認めなければならない。ハードディスクとかメインメモリーの中にある情報を紙にプリントアウトする、これは完全な複製行為である。図書館の中でそういう複製をやるために許諾が必要だということになる。なぜかというと、一つには、図書館資料ではないので、ダウンロードした途端に図書館資料になる、と言うのかなり苦しく理屈になりませんから、図書館資料でないものを複製する図書館の複製であるとする図書館としては許諾を取らなければいけないということになる。なんだかよく分からない理屈ですが、言われてみるとそうとしか思えない。従って現在は図書館内の端末からのプリントアウトは、31 条による複製だとはあまり考えない方が安全である、といふふうに考えられている。これは 30 条の私的目的のための複製の利用が図書館内で行われていると考えるしかないのかな、と考えている人も多いようです。

結局よく分らないというのが今回の委員会の議論の結論で、それは例えば図書館内だけの話ではなくて、それ以外の公共施設にも多くのプリンターの付いた端末があるし、インターネットカフェなどにもプリンターが付いた端末が多くあります。そういう所での複製行為も一律に考えなければいけないので、図書館における複製の枠の中だけでの議論では不十分だ、ということとはほぼ明らかで棚上げの状態になっております。

(権利者側の要望)

こうした状況に対して権利制限の縮小要望としてはこういう事が出ていた。4 つないし 5 つということになっています。

一つは、商業目的の「調査研究」での複製について、権利制限の対象から除外すること。例えば製薬会社の人に来て、医者への薬品販売目的のための資料を複製して欲しいと要求した場合大学図書館はコピーさせるか、という問題です。それに対して権利者の要望は、

明らかに商売目的で使う場合には、当然商業活動におけるコストとして計算して欲しいので、公益のための観点から設けられた 31 条の制限で図書館が複製をするのはいけない、という主張です。

2 番目としては、図書館資料の貸し出しに対して補償金を課すという、最近少し話題になっている「公貸権」の話です。

3 番目としては 31 条の範囲内にあるものについても補償金を徴収するようにしたいというのが要望であった。これを主張した人の意見としては 31 条の範囲内で行われる複製についても補償金を要求したいという要望です。先ほどは、31 条の範囲外のものについては許諾で対応したいというのが大学図書館側の対応ですけれども、先方の要望としては、全ての複製について、ほんの一部、1 頁でも補償金徴収対象としたいというそういった要望にどう対応するかということがありました。

その他どんな要望があったかという、「公衆の利用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること。」何を言っているのか分かりにくいですが、つまりコンビニストアでのコピーを、当面、私的目的のための複製であったとしても自動的に複製を作るような場合には補償金を払わなくてはならない。ただしその機械が文章、図画を複製することを専らの目的にするものならば除外する、ということになる。だからコンビニストアのコピーというのは基本的には補償金の対象にしない、という見方を今までしてきたのだという訳で、それを撤廃して欲しいというのが権利者側の要望であったということになります。

もう一つは、「図書館等でビデオ等を上映する事について、権利制限の対象から除外すること。」現在、図書館は図書館資料を非営利無償という条件で上映させています。上映というのは映画会を開くというだけでなく、一人で見るというのも上映として扱った場合に、そういうものを上映することについて権利制限を除外するというのも一応要望として出ている。この部分が、今回多分起きるかもしれない法律改正の重要な部分を構成する訳です。これは後ほど触れます。

こういう議論をやった結果、平成 13 年度に開かれたワーキンググループ(以下WGと略す)の議論では、両者が合意する点については法律改正を行うという前提だったのですが、合意する点がなかったという結論に至りました。しかし、いろいろ合意する可能性までは出てきたということで、このWGが終わった後も当事者間、つまりWGのメンバーから学識経験者を除いて組織するものですが、実際に具体的な問題について合意した点があれば親委員会に報告することになりました。そのあと平成 14 年度から分科会の組織が改編され、親委員会が法制問題小委員会となって、そこに報告すべく図書館側の代表 4 名、権利者側の代表 4 名で平成 14 年 2 月から 9 月の間、月 1 回のペースで議論を続けた。それが 9 月に議論が終了法制問題小委員会に報告、審議を経て 12 月に小委員会としての結論を出して、1 月にその上の著作権分科会としてまとめを作るという状況になったという訳です。

しかしこれだけでは実は問題は解決していないし、実際に何か法律改正があったとして

も、やはりガイドラインを作るとか、そういう事で当事者間の協議が必要だということで、当事者による検討を15年1月以降も月1回のペースで実行しています。こういう形で一応権利者との接点がある状況ですから、皆さんのお考えを反映したいと思えば、国公私立大学図書館協力委員会に何らかの形で上がると、大学図書館側の代表として私が出ているので話題にすることができる。ですから意見があればそちらに出して頂きたい。こんな形で権利者と直接議論できる場所が確保された、このことが非常に重要だというふうに思います。

(公衆送信権の制限問題)

公衆送信権の制限への要望は基本的に Fax 送信も公衆送信である、という解釈を受け入れた上でインターネットを含めたのも公衆送信であるとして、手渡し、郵送以外の提供方法というのを代替するものとして、Fax あるいはインターネット利用というのを考えたらどうかということです。

現在郵送で行われている複製の提供は、全体の複製の10%以下です。これは信じるか信じないかは別として、大学図書館実態調査などをただ足しあげると、現在日本の大学図書館で行われているコピーは約1億5千枚ということになります。本当にそんな少ないかなと思う人もいるかも知れませんが、その中で ILL で行われているのは約100万~130万件で、平均すると7.数枚、面倒なので1件10枚とすると1千万枚です。1億5千万枚の中の1千万枚だけが現在郵送で行われているので大きな影響は与えないのではないかと理由で、郵送に代替する Fax 送信、インターネット送信を認めて欲しいと言ったのです。

結果として権利者がどういうふうに考えたかということ、「当然それはよく分かる。学術研究のための迅速な情報提供の必要性はよく分かるから基本的にはいいけれども、しかし電子的なファイルが残るのは困る、そのということがコントロールできるならばいい。コントロールできるということは、基本的には図書館間だけで Fax 送信が行われて、図書館に電子的なファイルが残り、利用者には紙で渡すことにしてくれれば非常に安心だ。」ということの一応 OK ということになりました。

従って、ILL 自体が31条における複製の枠の中ではだめだという状態から、一気に Fax 送信、インターネット送信も OK ということになったのですが、結果として平成15年度の法律改正にまでは反映しないという法制審議会の判断の形になっています。理由は、それは極めて細かい部分であって法律の条文が非常に複雑になる。先程の代理人説のところをご覧頂くと分かるのですが、この部分を法律に書くのはとてもじゃないけど出来ない、非常に難しいと仰られて「そうかなー」ということでまあ断念したんですね。

かつ、そもそも利用者への直接送信ということを要望していたので、図書館間だけの送信だけを認めるだけで利用者からの要望に応えたか、国民からの要望にも応えたことになるのか、という本質論も実はあってですね、今回の法律改正には行かないということにな

っています。

しかしながら、実は ILL の件数は増えてない、国立大学間では明らかに減っているという状況があります。私立大学の分が増えているので、全体として増えていない。国立大学の間では顕著に減っている。これは電子ジャーナルの普及によって減ったということです。このグラフを見ていただくと分かりますが、1999 年の段階でエルゼビアサイエンス社が SD2 というプログラムを持ってきました。それは一定の購読金額を維持するならば、1999 年に予約購読しているタイトル全ての電子ジャーナルが無料で見られるという内容でした。国立大学 99 校の内 60 数校が参加し、2000 年には更に進展して、一定の購読額を維持すれば予約購読誌だけでなく同社の全タイトルを見せると変更になりました。Science Direct の 1200 タイトル全部が利用できることになったが、そうすると一定の金額を維持するというのがきわめてきつくて、これにより国立大学では 1999 年に 60 数館参加できたのが 2000 年には 30 館弱しか参加できず半減という状況になった。にもかかわらず、NII の NACSIS-ILL の統計データを分析してもらったら、このようにエルゼビアの各タイトルみんな一様に ILL 件数が減っており、1 タイトルあたり大体 2/3 ぐらいになっている。今年はさらに減っている筈です。現在あるような電子ジャーナルの状況が続いていって、一部では批判される「ビッグディール」契約というのを採用すると、結果的に ILL というのは相当減ると予想されます。

では今後どう考えたらいいかですが、大学間における ILL は約 100 万件あるわけですが、その内の 8 割が外国雑誌で、その内の 8 割が自然系の雑誌論文である。大体 6 ~ 7 割が外国の自然科学関係の論文だということになる。今は、「そうしたものを出している出版社ともう面倒だから話しをしていいよね」ということを確認していくという形で実現してしまうのが一番手っ取り早いかなという判断に傾いております。ですからこの雑誌社は) (FAX 送信は) だめだとか、この出版社はいいとかいう判断が窓口的に要求されるという可能性はあるのですが、幾つかのものについてはそうやってアリエルなり何なりで実現できることになる筈です。

しかしながら考えてみれば当たり前で、電子ジャーナルを導入されている所の方は皆さんご理解を頂いていると思いますが、現在ほとんどの出版社が、ダウンロードしてプリントアウトしたものを ILL の資料として Fax 送信していいと契約書に書いてある。契約で書いてある分には当然法律にどう書いてあろうとやっていいに決まっている。やっていいんですが、みんなやっていないのですね、面倒くさいから。それが OK というのですから、当然冊子体の Fax 送信はいいと言うに決まっている。後はまめに話しをしていって許諾になるのかどうかよく分からないのですが、そこの了解を得ていくということでもかなりの部分はクリアできるのではないかと楽観的に見ているところです。

(その他の問題)

それから非定期刊行物の論文に対しては権利者側の方も OK と言って下さって、具体的に

どうするかということですが、法律を改正するというよりもむしろ、この論文集に載っている論文は「この本が入手不可能になったら」と書けないところが辛いのですが、意思表示システムといった、「この本に載っている論文は定期刊行物ではないが著作物全体を複製して構いません」と何らかの形で意志表示しておく方式を作るという事で対応しようということで一応まとまっています。ただ具体的な方法を考えてみたら非常に難しいということがだんだん分かってきて、例えば記念論文集というのは多くは記念論文集刊行会とかいうのが出すんですね。それで刊行し終わるとどこかに行ってしまう。そのたびに寄せ集まってくるので誰が主体になるのかよく分からないので、みんながそういうものだって分かっている状態にするのはなかなか難しい。それで一体それをどうやっていいのか今悩みつつあるところなので、一応権利者と図書館が両方がどうしようかと悩んでいるところなのでこれを何とかしなければいけません。

それから、再生手段が入手困難な場合の保存のための無許諾の複製というのは、これは現在の段階で法律の改正のための作業中の状況になっています。具体的にベータのビデオがそれに当たるのか、SP レコードがそれに当たるのかということはまだ決まりませんが、そういうふうな形で抽象的には少なくとも議論して、その後で自治体に法律ができたところで、今の段階で何が再生手段入手困難と見なすかを議論していかなければいけないだろうと思います。

それから、録音図書が無許諾作成の範囲の拡大という要望に関しては、これはどうも基本的な問題というのは、許諾をとるのが難しいということに尽きるのではないかと。それだったら許諾を取りやすくすればよいのではないかと、法律改正に至るのではなくて、簡便な許諾システムを開発するという形でやっています。実はこれに関しては文芸家協会といったような公貸権を要求するという強い主張の団体が非常に協力的で、この2月~3月段階で彼らの団体側の組織体制を整え直して対応しようということなので、その対応結果をよく見てからでも遅くはないのでそれで行こうということになっています。

次は「商業目的の調査研究を目的として利用者が複製を求めた場合には権利制限の対象から外すこと」という事ですが、これに関してはよく分からないのです、さっきみたいな話しに関しては、ですからこれについては、特に窓口で判断できるかどうかが大問題です。私は個人的研究に使うと言われたらお仕舞いで窓口判断が難しいし、そもそも開業医が調査研究をする事が商業目的かなどを含めて線引きができるかどうかという問題がある。原理的に線引きができるという問題と窓口で実際に線引きができるかどうかという問題は別問題なので、今のところは難しいねえという話しをしたいのですが、今継続研究中ということになっています。

貸与権への制限とその補償という話がありますが、これは今図書館界を一瞬賑わしているような話題です。現状はどうなっているかと言うと、貸与権というのは、「著作者は著作をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を占有する」ということで、著作者が持つ

ている権利です。それを 38 条の 4 項で、その複製の貸与を受ける者から料金を受けない場合にはその複製物により公衆に提供することができるという権利制限がされている。非営利無償の場合には貸与することができるという 26 条で定義された権利が 38 条の 4 項で制限されている。現在これに対して補償金を払わない、補償金を払えという規程がないので、補償金を払えということであるということになる。補償金とは何かというと、制限に対して代償措置を取るということで、許諾料を払うということとは別だ、と考えなければなりません。従って権利者と契約によるものではなく、法律で定める性質のものです。そうすると財源はどこかということになるのですが、考え方としては当然のことながら、文芸家協会の人達は税金を使って文芸保護をする一環としてやるべきだという考えですが、38 条の 5 項で映画の著作物の貸与による頒布については補償金の措置があるので、これをそのまま平行移動して書くとすると、基本的には図書の貸し出しについても貸与するものが補償金を払うことになる。そうすると図書館が払うということになり、図書館予算に食い込む。これには権利者としても図書館予算に食い込むことなく別途の財源を確保して欲しいという意見なので今はとても難しいと思われます。

(権利者側の論理)

この 2 ~ 3 年の間に 権利者の側から出されている理論には大きく分けて 3 つあります。一つには「逸失利益論」。本来販売で得られる利益を図書館の貸出しにより失っている。しかしその遺失利益は実際に計算して権利者が著しく損害を受けているのではない、ということになると永久にこの話は出すことができなくなってしまうので何となく怖い。現実には、公共図書館が買っている図書の総額は全体の本の売上額の 5% 以下なので、その中で本当に権利者の遺失利益が著しいかどうかを議論する事は非常に難しい。特にこういう問題を引き起こしたいいわゆる副本というものは、公共図書館の中では購入費は 1% 以下だそうなので、その中で遺失利益を証明するのは難しそうで、権利者側としては遺失利益論はなかなか難しいねえと言うことになりつつあるようです。

またしばしば雑誌に出るのは 3 番目の理論です。利用者が欲しい本を集めるというので図書館としての見識はあるのかという話なのですが、これは見識を問われているだけなので図書館が補償金を払うという話にはならない。今権利者として一番強く発言している人が、アメリカを除く先進国、欧州などはみなやっているのだから日本も先進国なんだからやるのが当たり前である、という不思議な理論です。こう言われてしまうと反論できない議論でもあって、日本は後進国だと主張しても意味がないし、先進国でもやらなくていいという議論は難しいので「そうですか、でもお金を払うのは図書館が払うのですよね」という話になって、そんなお金は図書館にはないのでどうするんですかということで、今は純粹棚上げ状態なのです。そうすると、彼らの議論としては補償金以外の措置を取って欲しいと図書館に出しています。

先ほども言いましたように平成 15 年 1 月から権利者と図書館とで直接の当事者交渉をや

っていますが、その中の一つの話題としては、補償金以外の措置で僕は満足したい、と彼らは言うのですが、持ち出してくるのはいろいろあって、例えば貸し出し猶予期間を作
って欲しい。例えば、本を売り出してから半年間は公共図書館では貸し出さないで欲しい
という案です。これは推理作家協会などの人たちで、2月21日に図書館側の論客たち、大
阪府立図書館とか浦安市立図書館の方とかその中では有名である人達と、推理作家協会
の代表が来て議論したのです。議論している内に、金が欲しいのではない、と彼らが言
い出した。本を買ってくれる人に、ただで図書館で借りる人との間を区別しそのメリッ
トを与えたい、と言うようなことを言う訳です。本を買った人は6か月先に本を読む、
という事がメリットになるというので、それなら会員にだけ先に売り出したらどうか
など色々方法はあるではないか、とか言いたかったけどガマンした。これからそういう
ような話をずるずると続けることになるのでしょうか。

文芸家協会の方は1タイトルの複本購入数を1館あたりで制限したらどうか、という
ようなことを言っている。ところが10万人に1館しかない所も10館あるところもあ
ってあまり意味がない。6か月後の貸出解禁も、どうやって6か月を判断して解禁す
るのも難しいとかいろいろあって、もうよく分かりません。というような形で今お話を
しています。

現在の公貸権の状況というのは、当事者間の話でどうもお互いがよく分かってい
なかつたね、というような事を確認し合っている状況です。

今後どういう形になって行くのか非常に難しい話なんですが、特に大学図書館には
大学図書館における貸与とは何か、という疑問もあります。貸与権の制限だとして
大学図書館が貸与を行っているのであれば大学図書館も補償金を払わなければいけ
なくなるのですが、大学図書館における貸与とは本当は何か、ということになって、
研究室への長期貸出しは貸出しなのか、という事でそれに補償金を払うとなると
何か変な感じがする。だから学内分散配置って言ったらどうかなんていう気も
するのです。こんな事もあって、これは世の中でいろいろ騒がれている事ほど
大きな問題ではないような気がするというのが私の個人的な印象です。

図書館における私的複製問題というのは、横浜市立図書館が図書館の一部を
実はずは目的外使用という形でそのコピー機を置くと。それはコンビニストアの
延長であるという主張をして、ここにあるのは図書館の機械ではないので、そ
こでやっている複製は私的複製であり、従って31条でOKな筈だと、すごい論理
を展開している所があります。権利者はそういうのはだめだと言ったらどうか
という事なんですが、だめだと言うには基本的にはコンビニストアでの複製
というのを許諾対象にしなければいけないということですから、それをやる
のは権利者がもっとしっかりとコンビニストア業界に話に行くのが筋だろ
う。ということで今のところ図書館は関わり合わないで居られます。

ここで重要なテーマをひとつ忘れていましたが、何かと言うと、「図書館等においてビデ

才等を上映することを権利制限の対象から除外すること」ですが、これは事の重大さを理解していただくためにどういう表現がいいか分かりませんが、この要望は認められました。従って 38 条の 1 項で 図書館の資料を上映とか口述とか上演とかが認められているのですが、映画の著作物の上映は権利制限の対象から外れるということになりました。権利制限の対象から外れるという事は許諾を得なければできない、という事を意味します。しかし教育目的であるとか、行政、司法目的での上映は当然認められるはずですが、しかし図書館における視聴はその対象とならないという判断があるので、基本的には上映権の制限はなくなり、ビデオ等を図書館で上映しようとする時には、当然のことながら許諾を要することになってしまった。非常に大きな変更です。今までは図書館資料だから制限によって上映していたので、今後全部許諾を取ることになる訳です。1 本ごとに許諾を得るのは無理ですから、それに特に、文化映画など重要な資料用映画は図書館が買わなければ誰も買わないので、必ず許諾してくる筈です。従って現在、映像ソフト協会が商業映画を扱い、映文連が文化映画を扱っているのですが、そういうところと話をして何らかの方法で許諾の表示、あるいは許諾の事実が分かることを、法律改正が施行されるのが来年になるでしょうから、それまでに明確にする交渉を現在行っているということです。

もう一つは、その中で明らかにしなければいけないのは、現在必ずしも明確になっていない個人用ブースでの視聴、カテゴリーとしては複数小人数相手の上映ということになっているが、これについても明示的に許諾するという事で映像ソフト協会の方では大体了解を得ている。英文連はちゃんと協議していないのですが。勿論今まで買ったものについては、権利制限で上映できるという前提で購入してきた訳ですから今までどおりに利用できます。従って法律の条文としてはドラスチックに変わるが、実態としては出来るだけ変わらないという形で進むようにというふうに図書館と権利者側で話をしている、という状況になっています。

4 . 電子的資料の著作権問題

今後大学図書館で電子的資料が広く導入される中で、どのような問題があるか、ということについて考えてみたい。実は問題があるか、ということを考える以上に問題がないということを強調したい。一般に電子的な媒体に移行することによって、電子的媒体はコピーし易いので著作権の問題が生じやすいと考える人が非常に多いが、実体としては情報提供の形態がインターネットによるオンラインデリバリーという形態が一般的になっている。そこでは印刷媒体よりもネットワークで配布されるものの方が権利者のコントロールが効き易い。本の場合なら売ってしまったものはどうしようもない。という理論しかあり得ないが、ネットワークの場合は、確かにダウンロードしなければいけなくて、そこで複製が起きるけれども、複製するに際しては当然何らかの契約関係を認めますね、とかいう

Caution が出る、何らかのウォーニングがでる訳ですね。それに対して Yes と言う人だけがダウンロードが許されるということで一応契約成立と。それを契約と見なすかどうか難しい話があるのかも知れないのですが、それで契約成立したと見なすと、オンラインのものは基本的に契約ベースの利用だという事になる。ですから契約が無ければ利用できない、契約がある以上は利用できるのです、契約関係に基づくので、著作権法についてを考えるよりも、どのような契約をするかを考えるのが重要である。

従って「情報の電子化が著作権問題を複雑にしているか？」という問いの答えは「ノー」なんです。インターネットの時代になったら、契約によって売られ、契約によって著作権者の権利が守られるということですから、基本的に紙媒体のものを電子化する話を除くと、かなりのものは契約で決めればいいのだ、ということになってくる。

確かに大学図書館における所蔵資料の電子化を考えた場合、当然著作権の問題が出てくるのですが、貴重資料の電子化というのは多分まず問題がない。千葉千学附属図書館での東京高等工芸の所蔵資料の電子化状況を見たら、著者の死後 50 年経っていないものが多く、今 1 件ごとに許諾を取って電子化をしている。許諾を取って仕舞えばなんでもないので今やっているところです。今 7 件～ 5 件というのは今年の頭の数字でもう少し増えている筈です。

新しい資料の電子化は、奈良先端科学技術大学院大学での例がよく知られている。そこはペーパーレス図書館を志向した。やろうとしたのは 1995 年から 1996 年くらいですが、その頃はインターネットでの配信はまだ一般的ではなかった。だから紙の本を買ってスキャンしてデジタルにし、ネットワークで提供するというサービスを行おうとした。これの利用度を見ると、2002 年度には教官学生 1 人あたり月 1 回の利用である。このために毎年数億のお金をかけてきてこれは何だということになった。実はこれは悲劇であって、1998 年～2000 年にかけてインターネットでの配信が当たり前になって、ある瞬間においてほんの少額でオンラインで利用できるものに対して莫大なお金を払って利用していたことがある、らしい。要するに環境が一気に変わってしまった訳です。象徴的には著作権の問題についてはオンラインで持ってきた時はほとんど問題がなくなっている。契約書に書いてある、いろんなことが。しかも著作権法をそのまま適用した時にはやり難いこともやってよろしいと書いてあるので、これは良かった訳です。

(情報発信での問題)

ただし、逆に発信する時には当然問題が出てくる。例えば著作権が出版社や編集委員会などに譲渡されている場合が多いが、その場合論文を自分や大学のホームページに載せていいのか、という問題がある。これから大学における発信を重要視して、そこにクオリティのある論文を載せようとしたら、こういう問題をクリアしておく必要がある訳です。エルゼビアサイエンスの副社長に聞いた限りでは、自分のホームページに自分の論文を載せるのは、アメリカなら "Fair Use" の範囲内であると主張されていました。日本の場合には

"Fair Use"という概念が著作権法にない、と言われているので、どうするのが難しい。多分、出版する側と契約する時にきちとした態度を取らなければいけない。例えばアメリカの公立機関では、著作権の譲渡というのは公務員は許されていないようです。別の書式が作られているらしい。では単に日本の公務員が弱いだけなのかということですが。ここが重要なポイントになるんじゃないかということです。

(契約交渉の主体の必要性)

要するに電子ジャーナルの普及した結果、著作権の問題というのは実に簡単になりましたということ。細かい点はライセンスという契約が主になるので、結果として法律を解釈するというのは後退してきている。現実には権利者は条件を決めて許諾することができるということは現実には書いてあるということです。

ところがそれはいい事なんです、別の問題を引き起こしている。それは許諾の条件の交渉が必要となり、交渉では、妥協点は当然力の強いもののほうに寄って行くということになってくる。そうすると条件面での交渉を行う時に図書館と出版社の間の条件面のことを交渉を強力に行う主体が必要になってくる。大学図書館と出版社の力関係は、例えば日本の大学図書館は300億円払って外国雑誌を買っている。その内国立大学は100億円払っている。そのうち30億円をエルゼビアに払っている。そういった大出版社と図書館が1対1で交渉すれば大学図書館が負けてしまうのは明らかです。コンソーシアムというのは価格交渉が全てではないが、条件面の交渉をするためにも図書館は団結しなければいけないということです。残念ながら今そういう交渉ができる体制が整っているのは国立大学だけで、私立大学も公立大学もまだ出版社に対しては、各個別々弱小個別という体制で臨まなければいけない情勢になっている。ですから早くコンソーシアムを作らないと非常に悪い状況になる可能性がある、是非とも早くコンソーシアムを作ることをお勧めしたい。

それからもう一つ、図書館側が弱いのはなぜかということで、今までは資料を買っているのものは図書館にあった。今はオンラインデリバリーなのでサーバーは出版社側にあり、ものは出版社が握っている。交渉が不調で出版社側がもう資料を見せないとしたら我々はもう見れないという、図書館側は非常に弱い立場に図書館は置かれている。ですから、図書館と図書館を経て情報を利用している学会コミュニティは、今後益々きちんと話し合いをして明確な意志を持って出版社と対峙しないと、我々が今まで当然と思ってきたことができなくなってしまうこともある、ということをご理解頂きたい。ですから、この場合も図書館として電子ジャーナルを絡めた問題を、まあ著作権の問題だけではないのですが、どういうふうを考えていくかということ図書館側からこういうふうにした方がいい、こうでないと困る、こうしようといった積極的な意見を出さなければいけないというタイミングに来ているのだということです。そんなこと言うなら、次のスライドでその提案をしると言われるかも知れないですが、まあそれはこれからの話です。

(大学図書館に求められている役割)

さらに本来の著作権の持ち主は研究者だ、論文を書いている研究者だという事を忘れてはいけない。現在著作権を譲渡することによって出版社の側に様々な管理権が生じている、管理能力が生じている。というよりも研究者の側にそういう権利能力を取り戻すことが非常に重要ではないかと、というのが今の一つの動きであり、図書館サイドとしてはその方向で何らかの支援をしなければいけない。例えば SPARC というものが考えているのもそういうことですし、大学という立場で見れば、大学からの発信の仕組みを考えようということになると、権利者がちゃんと権利をコントロールしてくれないと自分の大学のホームページに載せる訳にもいかないのです。研究者が著作権の問題について充分理解することが非常に重要であると言える訳です。プレプリントの場合は、まだ著作権を渡していないから載せていいんだと言うけれども、実際に掲載した後 Web に載せられないとどうなるだろう、それは例えば筑波大学のようになってしまう。筑波大学は5～6年くらい電子図書館を推進し、その大きな目玉として学内生産研究成果の電子図書館による発信を挙げていた筈です。しかし現在までにそこに電子的に掲載されている著作物は300件台の筈で、5年間で年間1億の予算で、まあそれを全部使った訳ではないが、400件弱しか載らないのは、言いにくいのですが、ひどいものだと言わざるを得ない。

さらに教育がこれからどんどん変わっていくというのは大学における一つの方向性と考えられる。今までは教室の中で教科書を一生懸命覚えるというのが小学校から大学までの教育だったのだが、どういう訳か最近は小学校から大学まで自分でものを考える、自分で調べるのが大事というふうになっている。昔から大学ではそうだった筈ですが、意外に教科書中心の教育が行われていたのも事実で、それは理系文系問わずそういう実体があった。どういう状況に於いてどういう事が問題になっていくかと言うと、当然図書館資料を利用した授業が展開される事が期待される。本当にそれが起きるかどうかには非常に悲観的な人が多いんですが、理論上は期待される、と言わざるを得ない。そうすると図書館というのは実は中抜き状況になって来ており Web の中にみんな資料があって、ところが Web の中の資料というのは実は権利処理されていない資料が多い訳です。さっき言ったように、図書館の中でインターネットのホームページをプリントアウトする事すら、著作権法的にはどう考えていいのか解らない状況である。ということは、インターネット上のものを利用して様々な学習を行う時には、当然著作権処理をされていないものをたくさん利用してしまう可能性が多々ある。それに対して図書館がきちとした資料の収集を行って提供を行うことになれば、少なくともその部分というのはクリアされるのは間違いない、かどうか分からないけれども、野放しにしておくよりはいい筈だ、という訳です。そういう意味で図書館にはそういう意味での著作権管理の機能が重要になってくる。ここに、先ほど言ったように、これから視聴覚資料がオンデマンド、デジタルということになっていった時にどういう対応をするか、ということに関して、アメリカにある "Films for Humanities & Sciences" という会社のやり方を紹介してあります。この会社が、今まで売ったビデオを、

もう一回デジタル送信のライセンスをを取り直してあげるんです。でしかも非常に安く。1作品当たり10ドルとか50ドルの上乗せを各大学が行うとデジタル送信可能にしてしまう。そういうやり方で仲介しているようなところもありますので、そのようなことも大事なのかなという事になります。

纏めということになりますが、最後に強調しておきたい事のひとは、これから生涯学習の時代に入っていった時に、大学の利用者は、今まで学生ということで無条件にOKだったのですが、学生ではあるのだが今までのような学生でない利用者というのがどんどん増えることが考えられる。この人たちがちゃんと利用できるような条件を整えておくのが、大学としてのきちとしたポリシーを持つことになるのだろうと。つまり、公共図書館がやばいのでみんな大学図書館に殺到しました、というので、うちの学生と市民との方とが全然区別が付きませんけれども、まあいいじゃないですかみんな使うんですから、という訳にはいかない。アカデミックなライセンシングというのは、例えばソフトウェアの値段なんか見れば全然違う訳です。そうするとアカデミックなライセンシングで入手した資料を利用する人が限られるというのは、多分正常なコスト負担という観点からは認めざるを得ない。そうするとなぜアカデミックなのか、なぜアカデミックだとディスカウントがあるのかと考えると、当然利用者についてきちとした枠を引かなくてはいけないし、もしも誰でも利用させるためには、その利用者の範囲をきちっと広めに定義するって事をおこななければならない、ということになります。こういう時代がすぐにやってくるのは間違いないので、その辺についてもやっぱり図書館は考えなければいけないという事であります。

その他、色々な事がありますが、重要な点は、「法律から契約へ」というのが多分キーワードになるんじゃないか、ということです。ということは具体的な問題について権利者と利用者が直接話をするということがどうしても必要になる訳です。ばらばらの利用者は弱いので多分徒党を組むことになり、ばらばらの権利者も弱いので徒党を組むことになる。従って団体対団体の話し合いが多分正常な状態になるのではないかと考えられます。そういうところで現場を具体的に知っていて、本当はこういう利用が一番大事なんだというところを、情報の送り手にとってもプラスになり、かつ利用者にとってもプラスになる、今流の言い方をすれば、"Win Win Solution"ってやつですが、そういうものを見つけていくという作業が必要で、どこがやるのかということでは、それは図書館が仲介してやらざるをえない、と思われる訳です。先ほどの権利処理のされていないWeb Resourceを野放図に使うよりは、ちゃんと図書館資料にして使うような形態にした方がいいのだということは多分その一環としてご理解していけるだろうと思います。

もう一つは、同じ事ですが、では何が大事でどういう経緯があるのかって事を踏まえた議論をやっていかなければいけない。そして両者にとってプラスになるようなバランスのとれた結果を見つけていかなければいけない。我々は法律のこととなると、ついあいつが

間違っているとか、正しいとかいう形で事を決着したくなることがあるが、事この問題に関しては、特に我々大学の場合、どうしたら学術情報が円滑に著者から利用者に渡ることが最も大切なのです。「あれ、待てよ。作者、著者というのは大学の中にいる人がほとんどではないか。」そうした学会コミュニティにおける情報の流通の円滑化をどのようにしていけばいいのかということ、著者あるいは研究者、教員と図書館が協力して考えていくのが何よりも必要ではないか。みんながそこでこうすると言ったらそうするしかない訳なんです。その辺の出版社がそうじゃないってに言ってみても、あなた知らない、と言えればいいのであって、図書館と研究者が話をし、こういうふうにするんだと決める。どこでやるんだと言えれば大学のキャンパスでやればいいのです。実は著作権の問題は、変な話なんです、大学の中で教員と図書館がちゃんと話をしている状況を作ることによって、特にこういう問題の専門家としての図書館が情報を提供することによってうまく運ぶことが可能になるのではないか、という印象を持っている訳です。ということで皆様におかれましては、是非ともこういう問題の解決について日々努力をして頂きたいとお願いをして終わりたいと思います。